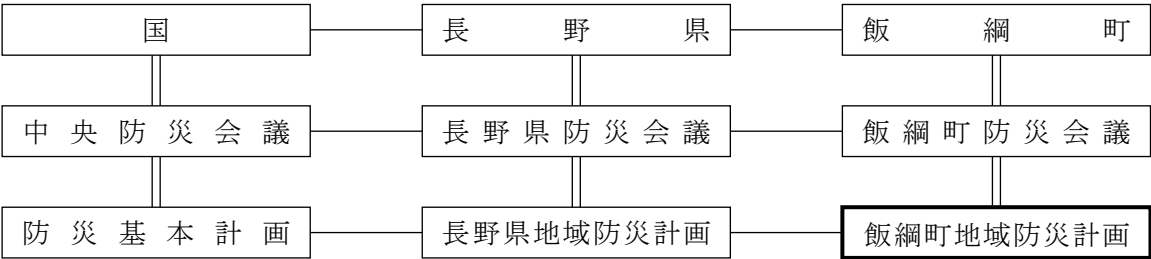


第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

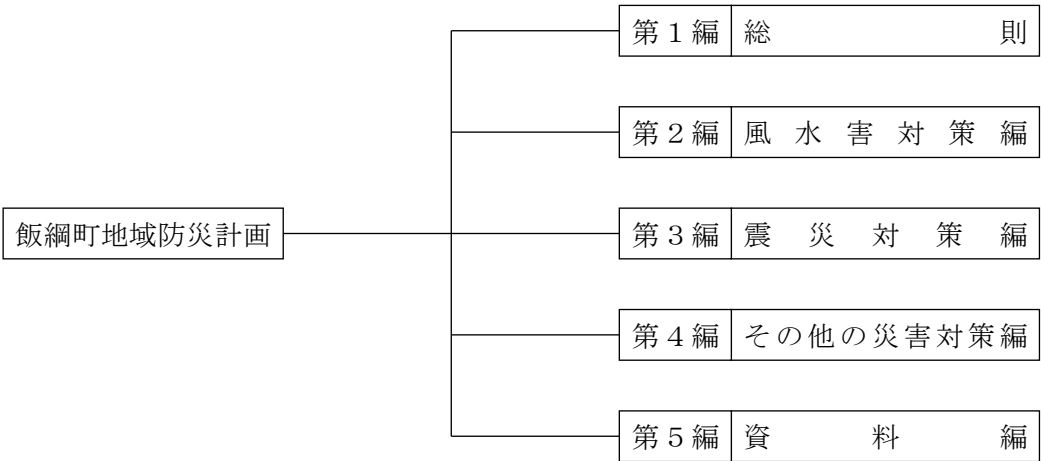
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯綱町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等が相互に協力し、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を推進することにより、町域における土地の保全とかけがえのない住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、県及び飯綱町の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策を示した。また、第4編をその他の災害対策編とし、雪害対策、航空災害対策、道路災害対策、鉄道災害対策、危険物等災害対策、大規模な火事災害対策、林野火災対策及び原子力災害対策について特記すべき事項を示し、第5編では、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき国、県の防災方針、町の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

4 計画の周知徹底

本計画を円滑かつ的確に運用するため、町職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として周知徹底を図る。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

1 防災対策の実施

防災対策の実施に当たっては、次の事項を基本とし、町、県、公共機関、事業者、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。
- (イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講ずる。
- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (ウ) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基きその支援力を向上し、町、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・

強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

- (オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
 - (カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。
 - (キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する。
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。
 - (ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
 - (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
 - イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
 - (ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
 - (イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。
 - (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
 - (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考

慮した緊急輸送を行う。

- (オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な指定避難所への受入れ、指定避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難受入活動を行う。
 - (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
 - (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
 - (ク) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
 - (ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
 - (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
 - (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
 - (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
 - (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
 - イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
 - (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
 - (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - (ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に適切な廃棄物処理を行う。
 - (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
 - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
 - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。
- ウ 県及び防災関係機関と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できる

ように必要な措置をとる。

2 町及び関係機関等が行うべき事項

町及び関係機関等は、緊密な連携のもと、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとる。

- (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

3 住民が行うべき事項

住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講ずる。

4 関係機関等の連携強化

どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 町

飯綱町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 長野市消防局

長野市消防局は、災害から組織市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、町災害対策本部の業務に従事する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、町、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 住 民

住民は、自発的な防災活動への参加及び過去の災害から得られた教訓の伝承等に努めるなど、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭にいた防災対策を平常時から講ずる。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
飯綱町	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。

	(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) その他町の所掌事務についての防災対策に関すること。 (9) 町内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。
--	--

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野市消防局 (鳥居川消防署)	(1) 消防力の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5) 自主防災組織の育成指導に関すること。 (6) 飯綱町災害対策本部の業務に関すること。

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 (長野地域振興局)	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。
長野県警察本部 (長野中央警察署)	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 高齢者等避難又は避難指示等に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 (6) 行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。 (7) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 (8) 危険物の取締りに関すること。 (9) 被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること。

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事
関東農政局 (長野県拠点)	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。 エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事。 (3) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。
中部森林管理局 (北信森林管理署)	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事。 (3) 災害応急対策用材の供給に関する事。
中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関する事。
北陸信越運輸局 (長野運輸支局)	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事。
長野地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関する事。 (2) 非常通信に関する事。

	(3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する こと。 (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局 用機器の貸出しに関すること。
長野労働局 (長野労働基準 監督署)	(1) 事業場における産業災害の防止に関すること。 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
関東地方整備局 (長野国道事務 所) 北陸地方整備局 (千曲川河川事 務所)	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申合せに基づく自主的な応急対策 の実施

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援・救護活動に関 すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) 信越支社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取 扱い及び援護対策に関すること。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること。
日本貨物鉄道 (株) (関東支社長野 支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
東日本電信電話 (株)長野支店	(1) 電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
(株)NTTドコ モ(長野支店)	

KDDI(株)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	
日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 (2) 損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等の救助、救護に関すること。 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金の募集に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。
日本通運(株) (長野支店)	災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力(株)、 中部電力パワー グリッド(株) (長野営業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。
東日本高速道路 (株)	上信越自動車道の防災に関すること。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(株)INPEX パイプライン	(1) ガス施設の保全及び保安に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。
しなの鉄道(株)	災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
長電バス(株)	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(公社)長野県ト ラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
信越放送(株)	天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。
(株)長野放送	
(株)テレビ信州	
長野朝日放送 (株)	

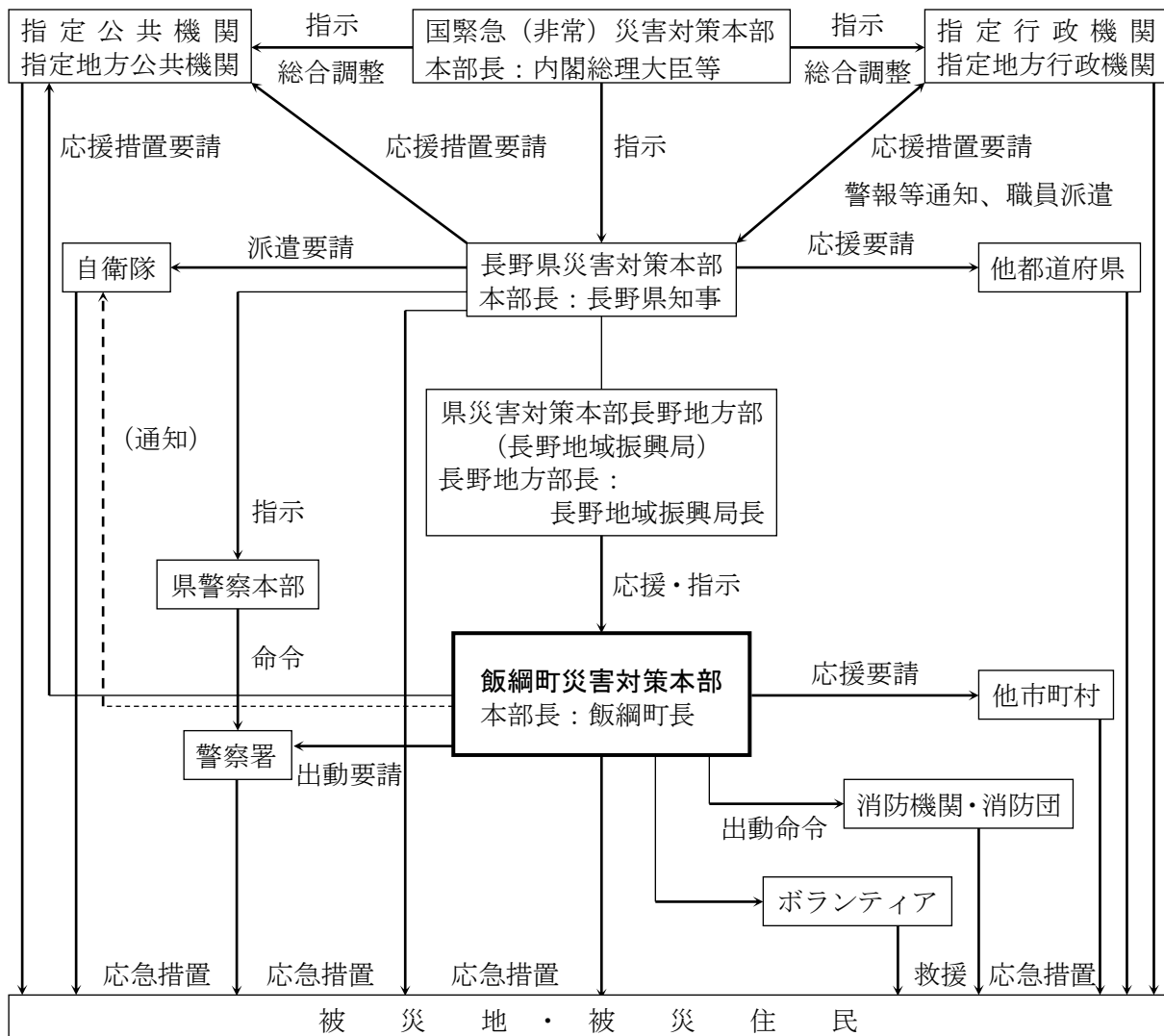
長野エフエム放送(株)	
長野県情報ネットワーク協会	天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。
(一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(社福)長野県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアに関すること。 (2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)上水内医師会 (一社)上水内歯科医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
長野森林組合	(1) 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
飯綱町商工会	(1) 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
ながの農業協同組合	(1) 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。 (6) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
区長会	(1) 町、県が行う災害応急対策の協力に関すること。
飯綱町社会福祉協議会	(2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。
飯綱町民生・児童委員協議会	
青年・婦人団体	
P T A	

保育園保護者会	
飯綱町日赤奉仕団	
危険物施設の管理者	(1) 安全管理の徹底に関すること。 (2) 防護施設の整備に関すること。
飯綱町自主防災会	(1) 災害時の救助・救出・初期消火に関すること。 (2) 防災訓練の実施に関すること。 (3) 要配慮者に関すること。
飯綱町議会	(1) 飯綱町「議会災害対策本部」の設置に関すること。 (2) 町災害対策本部との情報交換、諸要請の実施に関すること。 (3) 現地における情報収集及び支援活動への協力に関すること。 (4) 被災状況の掌握、被災者への助言及び相談受付等に関すること。 (5) 避難所等の視察に関すること。 (6) 国、県等への要望活動に関すること。 (7) 必要に応じて臨時町議会を開催し、協議すること。

町の防災のしくみ



第4節 飯綱町の地勢と災害要因、災害記録

1 自然的条件

(1) 地 勢

本町は、長野県の北部に位置し、北は信濃町、東は中野市、西・南は長野市に接している。飯綱山から斑尾山までの緩やかな丘陵地であり、中央部には、鳥居川が流れる。標高は450mから1,900mと標高差があり、居住地域はおおむね標高500mから1,000mに散在する。

本町の総面積は、75.00km²で、東西に13.9km、南北に15.6km、周囲は61.38kmである。

(2) 地 質

町域は、丘陵性の地形が発達しており、基盤地質は新第三紀末から第四紀前期更新世の半固結の碎屑岩類と火山碎屑岩類の地層からなる。全体的にみると、町中央部を北西から南東に流れる鳥居川を境に、基盤岩が露出する東側地域と、飯綱火山の岩屑なだれ堆積物等に覆われて基盤岩がほとんど露出していない西側地域とに分かれる。

町域には「強震帯」と呼ばれる、他の地域よりも地震の揺れが増幅される地域がある。町のほぼ中央部に帯状（北東から南西）に位置し、東側地域の谷地形の中に、「牟礼層」と呼ばれる未固結のシルトから粘土層が堆積している地域である。「強震帯」の存在は、基盤岩内を通る線状の地質構造（弱線）に起因するものであり、それに加えて表層の比較的軟質な堆積物が一部で揺れを増幅させる結果によるものと考えられている。

(3) 位 置

名 称	所 在 地	北 緯	東 経	海 抜
飯綱町役場	上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地 1	36° 45′ 04″	138° 14′ 20″	497m

(4) 気 候

日本海側気候に属する積雪寒冷地で、平均気温11℃、降雨量861mm、降雪量315cmとなっているが、海拔の高い山地高原は、冬期降雨雪量が多く、気温は低くて夏は涼しい。一方、平坦地はやや内陸型の気候を示して、気温の日隔差と年隔差が大きく、降水量も極めて少ないなど町内の高地と低地の気象差が大きい。

(5) 自然条件にみる災害の要因

本町のおかれた自然的環境は厳しく、それが人為的諸要因と相関して災害へ発展する素因が常に内在しているが、それらのうち特に災害と関連して考えられる要因には次のものがある。

ア 流出土砂の生産源

町内の各河川の源は地形が複雑・急峻であり、風化・浸食に弱い地域が広範囲を占めている。そのため流出土砂が著しく河床が上昇し洪水が発生しやすくなっている。

イ 急勾配の河川

急流河川が多いため、水流による縦横の浸食力が非常に大きい。また、河川の水量が多く、急勾配で流下するため、災害の直接の要因となっている。

ウ 高冷地帯

標高が高く内陸であるため、農産物等の生育可能期間が短く、凍霜害、低温障害等の被害が発生しやすい。

エ 積雪

冬は日本海からの季節風が大雪を降らせる。年間降雪量がここ数年毎年400cm以上を記録し、最高50cmに及ぶ積雪が観測されている。

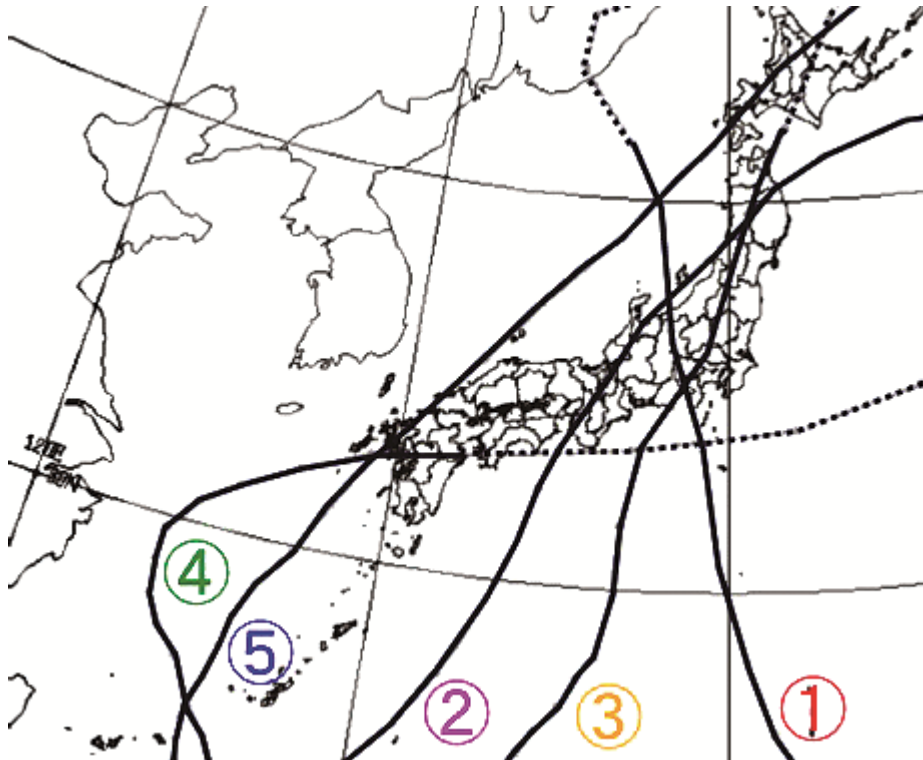
オ 地震の可能性

長野県は、火山帯に加え、構造的な弱線上にある。このため県域には、信濃川、姫川両地震帯が存在する。過去において大きな被害を出したものとしては、善光寺地震（弘化4年）がある。ひとたび地震が発生すると多くの被害を被ることが予想される。

カ 長野県に災害をもたらす台風コース

長野県の台風災害は、おおむね8～10月。長野県から見た台風のコースによって、雨や風のおおよその傾向がある。

ただし、個々の台風によって雨雲の分布や風の吹き方は異なるため、実際に台風が接近する際には、気象台から発表される台風情報や気象警報・注意報等を参照する。



長野県に災害をもたらす台風コース

(ア) 長野県を通過するコース

県内を通過する最悪のコースで、大雨と強風の被害が発生する。特に①のルートで県内を通過する場合、全県的に大雨と強風の被害が発生し、千曲川水系では厳重な警戒が必要となる。

(イ) 西側北上コース

長野県に接近して西側を北上するコースで、全県が暴風・大雨域に入り、風水害が発生する。特に木曽川、天竜川水系では厳重な警戒が必要となる。

(ウ) 東側北上コース

県の東側を北上するコースで、台風の吹き返しによる強風の被害が大きくなる。特に台風に近い佐久地方の山沿いでは雨、風が強まる。また、東部や北部では大雨に対する厳重な警戒が必要となる。

(エ) 南側東進コース

太平洋側を東に進むコースで、典型的な雨台風。伊那谷や木曽谷、佐久地方などを中心に一樣な大雨となる。

(オ) 対馬海峡から日本海中部を北東進コース

全般に雨量は少ないが、北部の山沿いで強風となり、北アルプス一帯では強い風、雨となるので注意が必要となる。

キ 梅雨時期に長野県で大雨となる条件

(ア) 梅雨前線が長野県付近に停滞しており、前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んでいる時

(イ) その梅雨前線上に低気圧が発生し、西日本から接近してくる時

(ウ) 梅雨前線が停滞し、南海上から台風や熱帯低気圧（台風に達しない低気圧）が北上してくる時

このような時の上層の風は、南～西南西の風が吹いているので、特に南西向きの斜面（木曽谷や伊那谷）では、地形による上昇流で雨雲が非常に発達して雨量が多くなるという特徴がある。

ク 山林火災

林野面積が広大なことから過去にも林野火災を経験しており、今後も発生が予想されるため、警戒が必要である。

2 社会的条件

(1) 人 口

本町の人口は、10,296人（令和2年国勢調査）で平成7年を境に減少に転じている。その一方で、人口構成は若年層の流出、出生率の低下等により高齢化が進み、総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合は40.6%（令和2年国勢調査）と年々上昇している。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

(2) 産 業

令和2年の国勢調査における産業別就業人口構成比は、第一次産業25.2%、第二次産業22.5%、第三次産業52.3%となっている。過去10年間においては横ばい状態で推移しているが、本町では、りんご・水稻をはじめとする農業が基幹産業であり、また、飯綱東高原の日帰り温泉を中心に、スキー場、ゴルフ場等、年間を通じて多くの観光客が訪れている。

(3) 交 通

鳥居川と並行する国道18号線が東西に伸び、信濃町（荒瀬原）と長野市を結ぶ主要地方道長野荒瀬原線及び信濃町（柏原）と長野市を結ぶ主要地方道長野信濃線が南北に通じている。さらに、県道牟礼永江線、県道三水中野線、東柏原赤塩線等が縦横に通じており、これらの道路から町道等が派生的に延びている。

公共交通機関は、生活交道路線バスが長野市から町まで運行されており、町内では長電バス(株)、(有)飯綱ハイヤーにより6路線を朝夕の定時定路線バスを、また昼間はデマンド式により町内4区域の運行により交通不便、交通空白地域の解消を図っている。

鉄道は、平成27年3月にしなの鉄道北しなの線が開業し、通勤・通学などで沿線地域の日常生活を支える役割とともに、全国的な交通ネットワークの一部として観光やビジネスの面でも大きな役割を果たしている。

(4) 社会的条件による災害の要因

災害発生の原因は自然的条件が主体的なものであるが、ある種の社会的要因が自然的諸要因と相関して、災害の発生の原因をつくりだし、あるいは災害を拡大させる方向に作用する。

社会的条件の現状に起因した災害発生あるいは拡大の要因として次のことがあげられる。

ア 要配慮者の増加

高齢化、国際化の進展等に伴い、要配慮者が増加しており、その対策は極めて重要である。要配慮者に対しては、常に防災知識の普及に努めるとともに、災害時における避難誘導、救護、情報提供等あらゆる場面において配慮するよう努める。

イ 相互扶助意識の低下

生活環境の変化及び価値観の多様化により相互扶助の意識が低下する傾向にあるが、万一災害が発生した場合は、初期消火、緊急避難等近隣の相互扶助が極めて重要であるため、自主防災組織の育成強化、防災思想の普及徹底が必要である。さらに、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民総参加による定期的防災訓練等を実施していく。

ウ 昼間人口の減少

高齢化の進展による要配慮者の増加、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は災害を大きくする要因である。加えて、消防団員の確保難も懸念材料となる。日ごろから自主防災組織の重要性にかんがみ、地域住民の防火、防災意識の高揚と啓発を図る必要がある。また、多くの観光客が訪れる地域では、観光客に配慮した防災体制の確立も重要である。

エ 危険地帯の居住

川沿いの低地、山沿いの居住地は、地すべり地帯に及んでいるため、必然的に被災しやすい状態におかれている。

オ 森林の荒廃

森林の伐採、地域開発のための工事等は山地が雨をためる保水能力を減少させ、土砂崩れ等の誘因となるため、水害の要因となる。

3 災害記録

過去の災害記録は資料13－1に掲げるとおりである。

第5節 被害想定

1 基本的な考え方

長野県では、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震のようなこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県及び市町村等地域の防災対策の基礎資料となる実践的な新たな被害想定を策定し、平成27年3月、「第3次長野県地震被害想定調査報告書」を公表した。

この調査による被害想定結果は、本町における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものである。

本節においては、この報告書のうち、本町に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

2 想定地震及び地震動等の予測

(1) 想定地震

長野県内の主要活断層帯のうち、これらの活断層による地震が発生した場合の被害の状況から六つの活断層による地震を想定するとともに、南海トラフ沿いで発生する想定東海地震と南海トラフの巨大地震を震源が特定される想定地震として設定した。

この六つの想定地震の中で、本町に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「長野盆地西縁断層帯の地震」である。このため、以下では、「長野盆地西縁断層帯の地震」についての想定結果を中心に記述する。

なお、地震動の予測も、科学的な知見に基づいて一定の条件で設定しているものであって、次にその想定地震において発生する地震動を具体的に予測したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

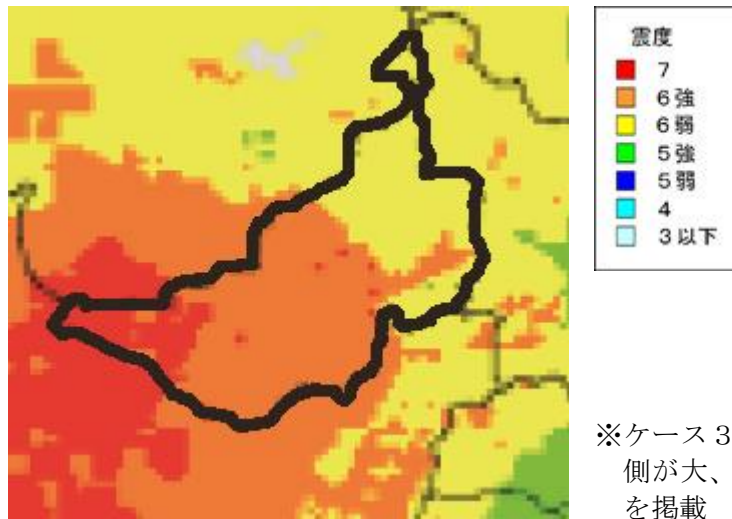
想定地震の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード	最大震度	長さ (km)	位置等
長野盆地西縁断層帯		7.8	7	58	飯山市～長野市
糸魚川－静岡構造線（北側）		8.0	5強	84	小谷村～松本市
糸魚川－静岡構造線（南側）		7.9	4	66	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帯		8.0	4	79	辰野町～平谷村
阿寺断層系（南部）		7.8	4	79	旧山口村～下呂市
木曽山脈西縁断層帯（北部）		7.5	4	40	木曽町～南木曽町
境峠・神谷断層帯		7.6	4	47	松本市安曇～南箕輪村
想定東海地震		8.0	5弱		
南海トラフ		9.0	5弱		

(2) 震度予測

本町においては最大で震度7の揺れが予想される。

震度分布（長野盆地西縁断層帯の地震）



3 被害想定

被害想定結果については、「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において想定する地震すべてについて、次表のとおり、被害状況を示す。

なお、ここで集計したものは、建物被害・避難者数・物資不足については、冬の18時・強風時、人的被害については、冬の深夜・強風時のケースであり、それぞれ被害が最大になる季節と時間帯である。

■建物被害

活断層帯名	揺れ		土砂災害		火災
	全壊(棟)	半壊(棟)	全壊(棟)	半壊(棟)	焼失(棟)
長野盆地西縁断層帯	1,610	1,730	20	60	90
糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）	*	70	*	10	0
その他断層帯、東海地震及び南海トラフ巨大地震	0	0	0	0	0

(注) *：わずか

■人的被害

活断層帯名	死者(人)	重傷者(人)	避難者数（1日後）	
			避難所(人)	避難所他(人)
長野盆地西縁断層帯	110	340	1,330	890

糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）	*	10	10	10
その他断層帯、東海地震及び南海トラフ巨大地震	0	0	0	0

（注1）＊：わずか

（注2）死者・重傷者は建物倒壊による。

■ライフライン（被災直後）

活断層帯名	上水道	下水道	電 力
	断水人口(人)	機能支障人口(人)	停電軒数(軒)
長野盆地西縁断層帯	11,230	11,040	4,570
糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）	5,950	6,290	2,220
その他断層帯、東海地震及び南海トラフ巨大地震	0	670	0

■物資不足量（1日後）

活断層帯名	食料(食)	飲料水(ℓ)	毛布(枚)
長野盆地西縁断層帯	4,630	31,620	2,660
糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）	0	4,970	20
その他断層帯、東海地震及び南海トラフ巨大地震	0	0	0